

に提出するとともに、提出された計画書は公表することが定められた。

そのため、講習会等により計画書の提出を指導するとともに、縦覧による公表を通じて事業者における産業廃棄物の減量化や適正処理の自主的な取組みの推進を図った。

3 廃棄物の適正な処理

(1) 廃棄物処理の状況

日常生活や事業活動から発生する廃棄物は全国的に年々増加し、質的にも多様化しているため、廃棄物の最終処分場の容量不足、有害な汚染物質の環境中への漏えいなどが懸念されている。

廃棄物は、その性状に応じて適切な中間処理（焼却、中和等）等を経て循環資源として再生利用することや埋立てによる最終処分を行うことが定められている。

ア 一般廃棄物

一般廃棄物については、計画的かつ適正な処理を行うため、県は市町村等に対して一般廃棄物処理基本計画の策定や処理施設の計画的整備を指導するとともに、適正処理に必要な指導・助言を行っている。

また、ダイオキシン類の主たる発生源がごみ焼却施設であることが明らかになってきたことから、ごみ減量化による排出総量の削減を図るとともに、ダイオキシン類の排出を抑制する焼却方式への転換等が緊急の課題となっている。このため、10年3月に策定したごみ処理広域化計画に基づきごみ処理の広域化、焼却施設の整備を推進している。

さらに、最終処分場や焼却灰の一時保管場所を有する焼却施設のうち、遮水工や浸出液処理設備が設けられていないものについては、周辺環境の汚染がないよう最終処分場周辺の地下水調査を行い、新たな管理型最終処分場の確保など必要な措置を速やかに講じている。

一方、みだりに廃棄物を捨てることは、廃棄物処理法、軽犯罪法等により禁止されているが、道路や海岸、観光地等に散乱ごみが目立ち社会問題化したことから、市町村との連携のもとに、県民意識や公德心の高

場に努めるとともに、日本一きれいな県土を目指して、啓発活動、清掃活動等、県民総ぐるみの県土美化推進運動を展開している。

このほか、13年4月1日からは、廃棄物処理法の改正により、廃棄物処理法の基準に従って焼却する場合等を除き、何人も廃棄物を焼却してはならないこととされたことから、県では市町村等と連携して県民等に対する普及啓発を行うとともに、不適正処理の未然防止を図るための定期的な監視活動を行っている。

このように一般廃棄物についても、環境汚染を未然に防止するため、分別収集を含めた適正な処理が必要となっており、市町村等と連携して必要な措置を講じている。

一方、し尿については、水洗トイレが増加しており、12年10月1日現在では公共下水道人口は47.1%、浄化槽等人口は36.1%で、これに計画収集人口を加えた衛生処理人口は総人口の99.1%となっている。また、浄化槽については、浄化槽法に基づく水質検査等が義務づけられているが、特に定期検査の受検率が低いことから、その向上を図り、適正な維持管理を推進する必要がある。し尿の処理状況とし尿の処理状況の推移は、図1-24及び図1-25のとおりである。

図1-24 し尿の処理状況 (12年度)

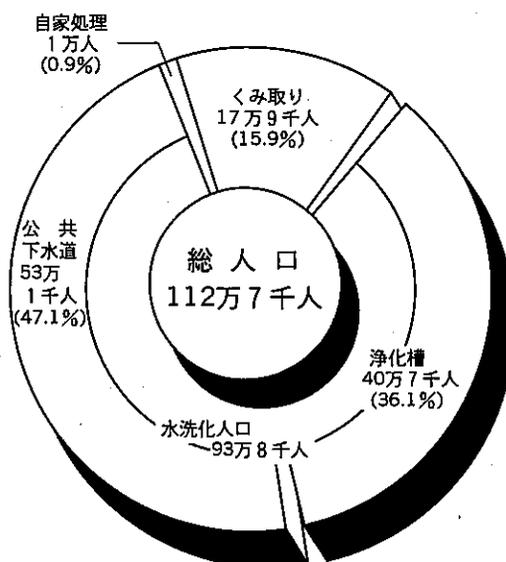
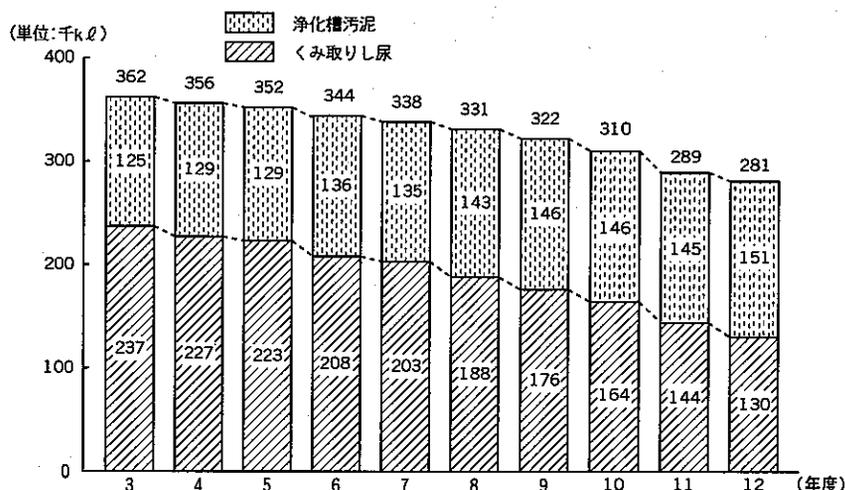


図1-25 し尿の処理状況の推移



イ 産業廃棄物

産業廃棄物の中には、毒性を有するものや有害なものもあるため、特に適正な管理が必要である。県では、排出事業所や処理業者に対し、保管、収集・運搬、中間処理及び最終処分までの各段階において適正な処理が行われるよう監視・指導を行っている。

産業廃棄物は、一般的には脱水、焼却、破碎などの中間処理後、循環利用や最終処分（埋立）が行われている。

最終処分場は、埋め立てる産業廃棄物の種類に応じて、遮断型最終処分場*¹、管理型最終処分場*²及び安定型最終処分場*³の3つに分類されているが、本県では、管理型又は安定型最終処分場で埋立処分が行われている。

*¹遮断型最終処分場 … 産業廃棄物のうち有害物質を含むものを処分対象とする最終処分場。底と側面をコンクリート等で固め、雨水等が入り込まないように屋根を設けるなど有害物の外部への浸出を遮断した構造を有する。

*²管理型最終処分場 … 汚泥、鉍さい等、安定型産業廃棄物以外のものであって有害物質を含まないものを処分対象とする最終処分場。地下水等の汚染を防止するため、底に二重シートを張る等の遮水工を行い、浸出水を集め、排水基準を満たすよう処理して放流する構造を有する。

*³安定型最終処分場 … がれき類、ガラスくず及び陶磁器くず等、性質が安定しており生活環境上の支障を及ぼすおそれが少ないとして政令で定められた安定型産業廃棄物のみを処分対象とする最終処分場。廃棄物の飛散及び流出を防止する構造を有する。

また、最終処分場や焼却施設等を設置する場合や県外から産業廃棄物を搬入する場合には、産業廃棄物適正処理指導要綱に基づき、事前協議を行うよう事業者に対し指導している。

一方、不法投棄防止対策の一環として、関係機関とも連携を取りながら、全ての産業廃棄物について排出事業者が責任をもって適正処理を確認するマニフェスト制度*の普及・啓発に努めるとともに、12年6月から産業廃棄物不法投棄監視連絡員による県内全域のパトロールを実施している。

さらに、排出事業所や処理業者に対して監視、指導を行ったほか、特に産業廃棄物焼却施設に対しては、「一斉点検調査」を行い、ダイオキシン類の削減について指導を行った。また、高圧コンデンサ、トランスなどの廃PCB等については、13年7月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「PCB特別措置法」という。）が施行され、保管または使用中の事業所からの届出が義務づけられ、法に定める期間内に処分されるまでの間適正に保管するよう指導している。なお、県及び富山市に提出された届出数は1,043事業所で、保管中のPCB廃棄物は84,995台、使用中のPCB使用製品は63,968台となっている。

(2) 廃棄物の適正処理対策

ア 一般廃棄物

(ア) 適正処理対策

一般廃棄物の計画的かつ適正な処理を行うため、一般廃棄物処理基本計画の策定や処理施設の計画的整備を市町村に対して指導するとともに、処理施設の監視・指導を行っている。また、「まちやむらを美しくする運動」、「川をきれいにする運動」、「山や海岸をきれいにする運動」、「空カンゼロ運動」の展開など県土美化運動の推進等を通じて、

* マニフェスト制度 … マニフェスト（産業廃棄物管理票）を利用して排出事業者自らが産業廃棄物の適正処理管理を行うため、排出事業者（会社、工場など）から収集、運搬業者を経て処理処分されるまでの工程ごとに所定の伝票により確認、記録、保管していく方式である。

日本一きれいな県土を目指した散乱ごみのない社会づくりを目指して普及啓発や清掃美化活動を展開している。

なお、家電リサイクル法の施行に伴い、不法投棄の増加が懸念されたことから、法の周知と不法投棄防止の啓発を行った。

(イ) ダイオキシン対策

ごみ焼却施設から排出されるダイオキシン類を削減するため、10年3月に策定したごみ処理広域化計画に基づく施策を推進し、14年12月から適用される基準を満足できる全連続式焼却炉の整備等を図るとともに、県民の協力のもとに、ごみの分別収集の推進を図っている。ごみ処理広域化計画の概要は表1-32のとおりであり、県では、10年度からごみ処理広域化等促進支援事業として表1-33の事業に対して補助を行っている。

表1-32 ごみ処理広域化計画の概要

(1)計画策定の趣旨	国の「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」に基づき、「広域ブロックの設定」、「各ブロックの全連続炉等の施設整備計画」、「ダイオキシン類の現状排出量・将来排出量の推計」等の基本的な考え方を示す。				
(2)計画期間	10年度～19年度までの10年間				
(3)広域ブロック割り	市町村意向調査の結果を踏まえ、焼却能力が100 t / 日以上全連続炉が導入できるよう、次の5つの広域ブロックを設定 ①新川ブロック (2市3町)、②富山ブロック (2市6町3村)、③射水ブロック (1市3町1村)、④高岡ブロック (3市1町)、⑤砺波ブロック (1市5町4村)				
(4)各広域ブロックの施設整備計画	ブロック名	今後整備が予定される主な施設			
	新川ブロック	ごみ焼却施設 (174 t/日)、最終処分場 (165千㎡)			
	富山ブロック	ごみ焼却施設 (810 t/日)、灰溶融固化施設 (140 t/日)、発電施設 (20,000kW)			
	射水ブロック	ごみ焼却施設 (138 t/日)、灰溶融固化施設 (12 t/日)、発電施設 (1,470kW)			
	高岡ブロック	ごみ焼却施設 (350 t/日、処理方法未定)、灰溶融固化施設 (能力未定)、発電施設 (能力未定)			
	砺波ブロック	灰溶融固化施設 (2.72 t/日)、最終処分場 (57千㎡)			
(5)ダイオキシン類の現状排出量・将来排出量の推計	区 分	8年度	14年度	19年度	29年度
	富山県合計	18.39	2.04	0.25	0.20
	割合 (%)	100.0	11.1	1.4	1.1
(6)広域化のフォローアップの方法	<p>①県の施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村等に対する技術的及び財政的支援 (広域化促進支援補助) ・ごみ処理広域化計画の進行管理 ・ごみ減量化等の県民・事業者に対する環境教育・普及啓発の実施 <p>②市町村の施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存施設の恒久対策及び新施設の早期整備の実施 ・広域ブロック構成市町村間の役割分担等の協議・調整 ・一般廃棄物処理計画の改定 ・ごみ減量化等の県民・事業者に対する環境教育・普及啓発の実施 ・積極的な情報公開の実施 				

表1-33 ごみ処理広域化等促進支援事業の概要

事業名	対象	補助率	限度額※
広域ごみ処理施設整備事業費補助	一部事務組合が実施する広域的なごみ処理施設の整備事業	一般財源負担分の1/4	ごみ焼却施設；1億円 その他施設；5千万円
ダイオキシン対策施設改良事業費補助	市町村・一部事務組合が実施する既存ごみ焼却施設のダイオキシン対策改良事業	一般財源負担分の1/4	一部事務組合；2,500万円 市町村；250万円

※限度額は1事業当たりで、ごみ焼却施設が1億円、その他施設が5千万円である。

表1-34 ごみ焼却施設のダイオキシン類排出濃度調査結果(13年度)

施設名称	排出濃度 (ng-TEQ/m ³ N)
高岡市環境クリーン工場	0.49~1.2
氷見市西部清掃センター	0.012
滑川市じん芥処理場	2.2
小矢部市環境センター	2.0
新川広域圏事務組合エコぽ〜と	0.023~0.094
富山地区広域圏事務組合クリーンセンター	2.9~5.4
射水地区広域圏事務組合射水郷清掃センター	3.0~11
砺波広域圏事務組合クリーンセンターとなみ	0.0078~3.0

なお、県内8施設のごみ焼却施設のダイオキシン類排出濃度の13年度調査結果は、表1-34のとおり、0.0078~11ng-TEQ/m³Nであり、すべての施設が10年12月1日から適用されている排出基準80ng-TEQ/m³Nを下回っていた。

(ウ) ごみ処理施設等の整備

ごみ処理施設の整備状況及びごみ最終処分場の整備状況（14年3月現在）は、図1-26及び図1-27のとおりである。なお、県内14施設のごみ最終処分場の埋立残余容量は14年3月現在で1,044千m³であり、13年度の埋立量（7万6千m³）から推定すると残余期間は約14年間である。（全国では11年度で12.3年間）

このほか、遮水工や浸出液処理設備が設けられていない一般廃棄物関連施設については、必要な改善が図られるよう、関係市町村等を指導しており、既存施設の改善対策や新たな管理型最終処分場の整備が図られている。

図1-26 ごみ処理施設の整備状況

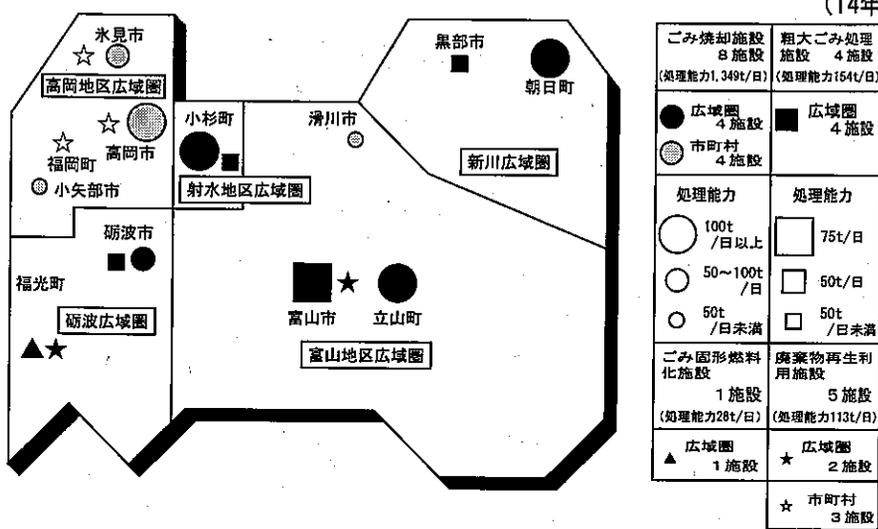
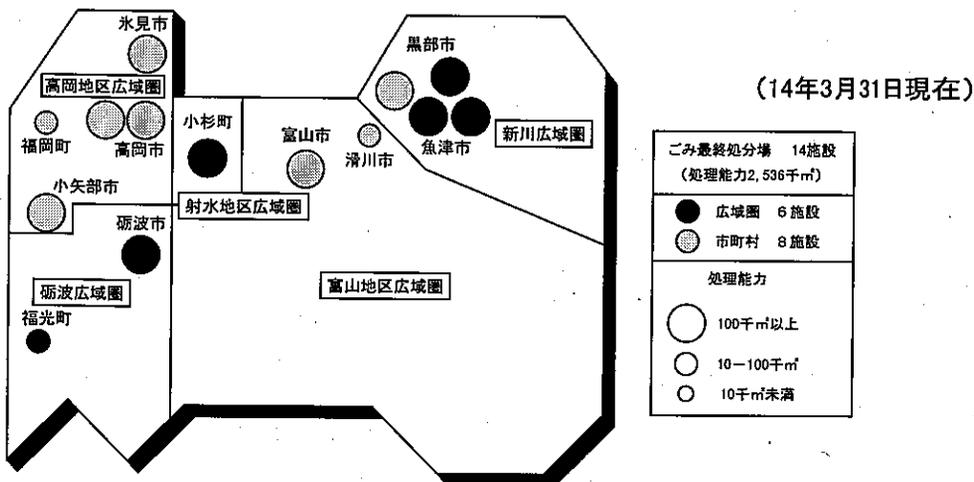


図1-27 ごみ最終処分場の整備状況

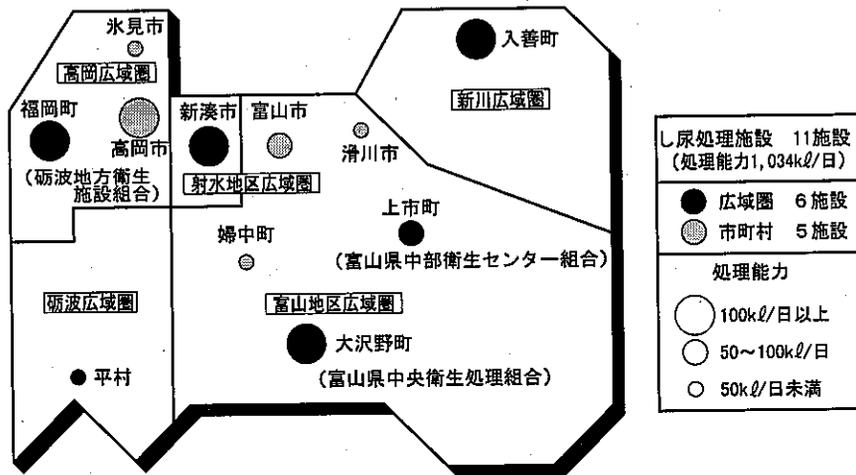


(エ) し尿処理施設の整備

し尿処理施設の整備状況 (14年3月現在) は、図1-28のとおりであり、県内全体での1日当たりの平均収集量770kℓに対して処理能力は1,034kℓとなっている。

今後は、し尿の処理のみならず、有機性廃棄物等を併せて処理し、汚泥等の再生利用が可能となる汚泥再生処理センターとしての整備を進めていく必要がある。

図1-28 し尿処理施設の整備状況



(オ) 浄化槽の適正な維持管理

浄化槽については、保守点検と定期検査の一括契約の導入等により、法定検査受検率の向上を図り、適正な維持管理を推進するとともに、合併処理浄化槽の一層の普及に努めている。

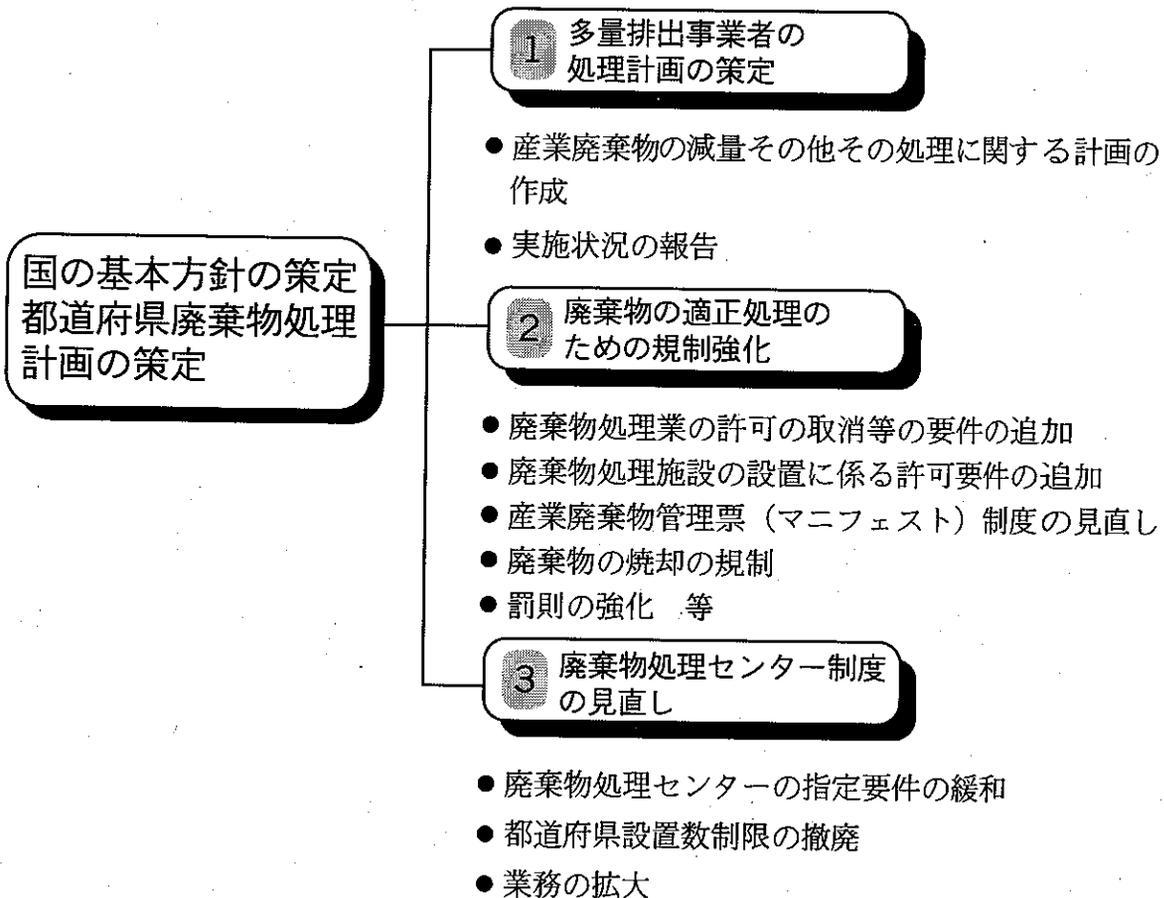
イ 産業廃棄物

(ア) 法令等に基づく規制の概要

近年の最終処分場のひっ迫や不法投棄問題など産業廃棄物の処理を巡る様々な問題を踏まえ、廃棄物処理法は数次に渡り改正されている。12年6月には、循環型社会形成推進基本法の制定にあわせ、産業廃棄物の適正処理を推進するため、都道府県廃棄物処理計画の策定、多量排出事業者の処理計画の策定、廃棄物処理業の許可取消要件の追加等の規制強化などを柱とした法改正が行われ、13年4月から全面施行された。

この廃棄物処理法の改正の概要は、図1-29のとおりである。

図1-29 廃棄物処理法の改正の概要



(イ) 産業廃棄物適正処理指導要綱の運用

廃棄物処理法に定められている焼却施設や最終処分場等の処理施設の設置にあたっての生活環境影響調査の実施や、設置・変更における計画内容の告示・縦覧等を行うため、県において次の事項を要綱に定め、運用している。

- a 住民と事業者双方の理解と協力を得て事業を円滑に進める観点から、生活環境影響調査内容の事前協議、住民説明会の開催、生活環境の保全に関する協定の締結を定めている。
- b 処理施設の設置許可にあたって、学識経験者で構成する「富山県産業廃棄物処理施設審査会」を設置し、意見を聴取することとしている。

産業廃棄物最終処分場や焼却施設等の設置手続きの流れは、図1-30のとおりであり、13年度は1件の事前協議を行った。

また、要綱に基づく県外産業廃棄物の県内搬入について、13年度は203件の事前協議を行った。

(ウ) 適正処理の啓発

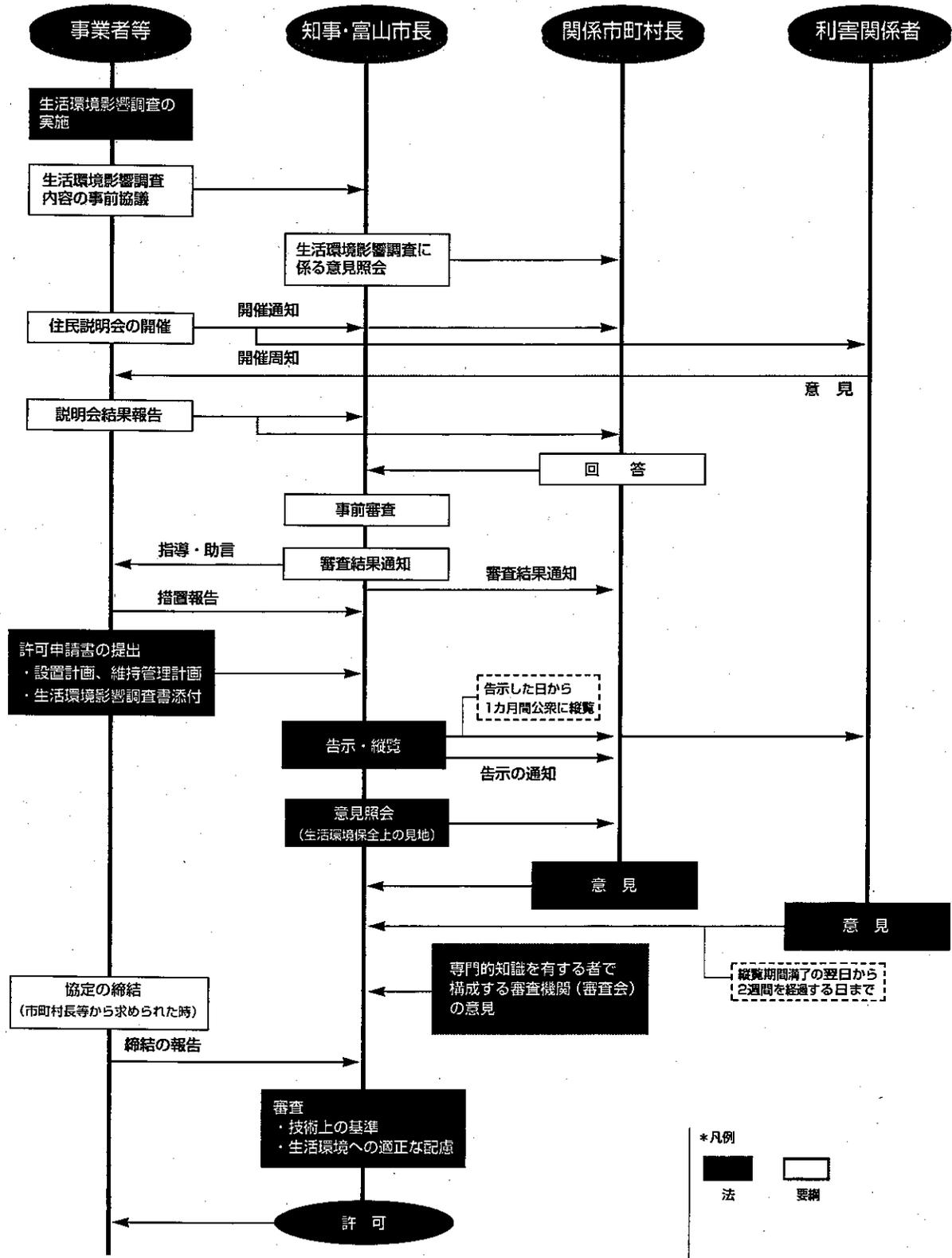
すべての産業廃棄物にマニフェストを使用することが義務づけられていることから、(社)富山県産業廃棄物協会とも連携をとりながら、各種講習会などを通じて啓発に努めている。

また、県、警察本部、海上保安部等関係機関からなる不法処理防止連絡協議会を開催し、情報交換を行うとともに、市町村と密接な連携のもとに産業廃棄物不法投棄監視連絡員等によるパトロール活動や、各種講習会の開催、ポスター、パンフレットの作成配布により適正処理の啓発を図っている。

(エ) 監視指導状況

産業廃棄物の処理業者及び排出事業所に対する監視指導状況は、表1-35のとおりであり、必要に応じて市町村とも連携して延べ262事業所に対して監視を行い、そのうち、25事業所に対して改善の指導を行った。

図1-30 産業廃棄物最終処分場及び焼却施設設置手続きの流れ



循環型社会

なお、13年度に産業廃棄物の不適正処理（野外焼却）事件として富山県警察本部に摘発された2件について、原状回復を指導している。

また、産業廃棄物処理業の許可状況は、表1-36のとおりである。

表1-35 産業廃棄物の監視・指導状況(13年度)

区 分	産業廃棄物処理業者			排 出 事業所	合 計	
	収集及び運搬	中間処理	最終処分			
立入調査数	134	27	56	51	95	229
指導件数	16	9	7	—	9	25
一斉点検調査	16	—	16	—	17	33
立入検査数計	150	27	72	51	112	262

(注) 一斉点検調査は、産業廃棄物焼却施設に対して立入調査したものである。

表1-36 産業廃棄物処理業の許可状況

(14年3月31日現在)

許 可 区 分	収集及び 運 搬	中 間 処 理		最 終 処 分				計
		中間処理	収集・運搬及び中間処理	収集・運搬及び最終処分	中間処理及び最終処分	収集・運搬、中間処理及び最終処分	最終処分のみ	
産業廃棄物	882	36	82	5	1	7	2	1,015
	565	10	28	0	0	1	1	605
特別管理産業廃棄物	111	1	4	0	0	0	0	116
	93	0	2	0	0	0	0	95

注 上段は富山県の許可件数、下段は富山市の許可件数

(オ) 産業廃棄物焼却施設の指導

産業廃棄物焼却施設については、ダイオキシン類の排出量の削減を図るため、焼却施設の一斉点検調査を実施し、構造及び維持管理基準の遵守やダイオキシン類の自主測定を指導するとともに、5焼却施設について、県が独自にダイオキシン類濃度を測定した。

また、最終処分場についても、5施設について、県が独自に排水中のダイオキシン類濃度を測定した。

この結果は表1-37のとおりであり、焼却施設の排ガスについては、いずれも10年12月1日から適用されている暫定基準(80ng-TEQ/m³N)を下回っていた。

ばいじんと燃え殻については、事業者の測定結果において14年12月1日からの基準である3ng-TEQ/gを上回ったものが2事業所あり、ダイオキシン類の排出量の削減を指導した。

最終処分場の処理後放流水については、いずれも13年1月15日から適用された維持管理の基準である10pg-TEQ/ℓを下回っていた。

さらに、専門家による指導・助言事業も行い、より一層のダイオキシン類の排出量の削減に向けた改善方策や維持管理方法の普及に努めた。

表1-37 ダイオキシン類測定結果

(1) 焼却施設

区分	事業者の測定結果			県の測定結果		
	排ガス	ばいじん	燃え殻	排ガス	ばいじん	燃え殻
測定結果	0.00034~41 ng-TEQ/m ³ N	0~2.5 ng-TEQ/g	0~5.9 ng-TEQ/g	0.048~6.9 ng-TEQ/m ³ N	0.0025~7.7 ng-TEQ/g	0.0015~7.1 ng-TEQ/g
基準	80 ng-TEQ/m ³ N	—	—	80 ng-TEQ/m ³ N	—	—

- 注1) 14年12月1日から排ガスは処理能力により1~10ng-TEQ/m³N、ばいじん、燃え殻は3ng-TEQ/gの基準がかかる。
 2) 事業者の測定結果は、稼働施設(31施設)の結果である。
 3) 県の測定結果は、焼却施設(5施設)の結果である。

(2) 最終処分場

(単位:pg-TEQ/ℓ)

区分	事業者の測定結果	県の測定結果
測定結果	0.00061~1.2	0.013~2.4

- 注1) 事業者の測定結果は、ばいじん、燃え殻等を埋立した12施設の結果である。
 2) 県の測定結果は、5施設の結果である。

一方、廃棄物処理法の改正等を受けて従来の産業廃棄物処理業者管理システムを改め産業廃棄物処理業、産業廃棄物処理施設の許可手続きのデータ管理、支援のためのシステムを構築し、事務の効率化を図った。

また、PCB特別措置法の施行に伴いPCB使用電気機器の保管・使用台数、保管状況及び処分状況をデータ管理するためのシステムを併せて構築し、集計作業等の電算化を図った。

このほか、農業用廃プラスチックや廃農薬など農業生産資材廃棄物については、処理実態調査を実施するとともに、ポスターによる啓発活動や農業協同組合を窓口とした地域回収により適正処理を推進した。また、リサイクルや生分解性資材の利用等による排出抑制策について検討した。